令和７年度　「ＤＸ推進事業助成事業」　実施要綱

１.事業内容

小平市内の小規模事業者等が、業務のデジタル化等により、生産や業務プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための費用の一部を助成します。

２.助成対象事業

小平市内にある店舗・事務所・工場等における以下の内容の経費であること。

①機器、装置等及びシステムの購入費用またはリース料・使用料

電子決済端末、ＰＯＳレジ等の購入費用またはリース料・使用料

在庫管理システム、退勤管理システム、請求書発行システム等の購入費用またはリース料・使用料

②システム構築費用

在庫管理システム、退勤管理システム、請求書発行システム等の構築費用

３.申請要件

①小平市内に主たる事業所を有する個人事業者、または登記簿上の本店所在地もしくは営業所を小平市内に有する法人であること。

②床面積の合計が 1,000 ㎡以内の店舗・事業所・工場等であること。

③事業内容が射幸心をそそるおそれがないこと、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

※認められない事業例）マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等

④同一内容で国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等からの助成または補助を受けていないこと。

⑤過去に国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等からの助成または補助に関し、不正等の事故を起こしていないこと。

⑥反社会的勢力との関係がないこと。

４.申請件数

同一事業者からの申請は１件までとします。

５.助成金額

助成対象事業に要する経費であり、助成対象と認められる経費（税抜）の 4 分の 3、最大 15 万円（1 円未満切捨）とします。

６.助成金の申請および交付手順

①助成金の申請を希望される方は、申請書（様式 1）及びカタログ等業務内容の概要がわかる書類をご提出ください。申請期限は令和 7 年 12 月 26 日（金）です。ただし、予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了することがあります。

②ご提出いただいた申請内容は、審査の上、交付の可否を記載した「結果通知書」を送付いたします。

③事業終了後は、速やかに「実績報告書兼請求書」（様式 2）、及び必要な証憑書類をご提出ください。

④事業内容を確認の上、助成金額を確定し、「助成金額確定通知書」を送付した後、助成金をお支払いいたします。

７.助成対象期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 1 月 30 日（金）までに事業を実施し、かつ費用の支払いが完了していること。※「機器、装置等及びシステムのリース料・使用料」については上記期間に支払いが完了している料金のみを対象といたします。

８.受付期間

令和 7 年 10 月 20 日（月）から令和 7 年 12 月 26 日(金)まで

※助成金予算の上限に達した場合、締め切り期日前でも受付を終了いたします。

９.助成対象経費

本事業の目的にのみ使用される経費で、前述の第２項①～②に対応するもの。

10.助成対象外経費

①関連会社（親会社、子会社、資本関係や役員兼務がある会社等）との取引に要する費用
②汎用性の高い機器、装置の購入費用またはリース料及び使用料
※例）パソコン、タブレット端末、プリンタ、スマートフォン、文書作成ソフトウェア、家具など
③その他、内容により対象外となる場合があります。詳細は商工会までご確認ください。

11. 申請に関する注意事項

①提出された書類は返却しません。
②審査の経過や結果に関する問い合わせには応じかねます。
③審査の結果は審査終了後に通知します。
④採択された場合でも予算の都合等により申請額から減額される場合があります。

12.採択後の注意事項

実施状況の確認

事業実施後、速やかに「実績報告書兼請求書（様式 2)」及び以下の付属資料を提出してください。

・各事業における契約日が確認できる資料の写し（契約書・発注書等）
・料金の支払いが確認できる書類の写し(領収書・振込明細書等)
・機器、装置等及びシステムを導入したことが確認できる写真

実績報告書及び付属資料の提出期限

申請された内容に関わるすべての支払完了後、10 日以内に提出してください。期限内の提出がない場合、交付決定を取り消す場合があります。

13. 情報の取扱い

取得した情報は以下の目的に限り使用します。

・当該事業の事務連絡、運営管理、統計分析
・経営支援・技術支援等の各種事業案内やアンケート調査等の依頼
・小平市への情報提供

14.助成金交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当した場合、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、刑事罰の対象となることもあります。

①偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとした場合。
②助成金を他の用途に使用した、またはしようとした場合。
③その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

15.書類の様式

①「申請書」(様式 1)
②「交付決定通知書」(様式 2)
③「実績報告書兼請求書」(様式 3)

16.申請書提出について

申請書類については、小平商工会へご提出ください。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。